

# 令和2年茨城県物資流通調査

## (製造業調査)

# 記入の手引

茨城県物資流通調査の概要	P 1
調査票記入上の一般的注意事項	P 2
調査項目別注意事項	P 3
よくある質問(Q & A)	P 6

### 最初にお読みください

- 1 茨城県統計条例に基づき、報告義務があります。  
この調査は、茨城県統計条例により県基幹統計に指定されています。
- 2 守秘義務により、記入内容の目的外使用や漏えいはありません。  
この調査により報告された記入内容は、統計法により秘密が保護されます。  
徴税、その他報告者の利害に関することに利用したり、調査内容を他に漏らしたり、統計以外の目的に使用することは絶対にありません。
- 3 提出は令和3年10月29日(金)までをお願いします。

## 茨城県物資流通調査の概要

### 1 調査の目的

この調査は、県内所在事業所の製造品について、茨城県と他の都道府県との取引状況を明らかにすることを目的としています。

### 2 調査の対象

別冊「品目コード一覧表」に掲げる品目を生産している事業所の中から、製造品出荷額等により一定の割合で選定しています。

この調査は、個々の事業所を対象としていますので、貴事業所単体の内容を記入してください。貴事業所で生産された製品のみが調査の対象となり、他の事業所（ 1 ）から受入れた製品で、貴事業所では全く加工をせず、そのまま（ 2 ）出荷するものは調査の対象となりません。

1 「他の事業所」：関連の本社、支社、その他の事業所、元請・下請事業所を含みません。

2 「そのまま」：検査・選別・洗浄・包装・小分け・充てんなど販売に伴う軽度の加工を含みます。ただし、食料品の真空包装及び医薬品の小分けを行った場合は製造行為とみなし、貴事業所の生産に含めます。

### 3 調査事項

調査事項は、「自工場生産額」、「うち自工場消費額」、「うち輸出向出荷額」及び「うち国内向出荷額（消費地別構成比、業種別構成比）」です。

### 4 提出方法

同封した返信用封筒により、提出期限までに提出してください。

また、電子メールによる提出も可能です。次の手順で提出してください。

茨城県統計課のホームページ内の物資流通調査特設サイト(下記URL)にアクセスし、調査票様式(エクセルファイル)をダウンロードしてください。

<https://www.pref.ibaraki.jp/kikaku/tokei/fukyu/tokei/betsu/syogyo/busshi2020/index.html>

ダウンロードした調査票様式ファイルに調査事項を入力し、上書き保存してください。

保存したファイルを電子メールに添付し、以下の調査専用メールアドレスあて送信してください。

メールアドレス：io@pref.ibaraki.lg.jp

I = Lの小文字

期限内に提出が確認できないときは、貴事業所あてに督促・照会等をさせていただきます。  
く場合がありますので、予め御了承ください。

5 提出部数

1部（残り1部を貴事業所控えとしてください。）

6 提出先・問合せ先

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県 政策企画部 統計課 企画分析グループ

TEL: 029-301-2642 (直通)

FAX: 029-301-2669

電子メール: io@pref.ibaraki.lg.jp

I = Lの小文字

7 本調査に関するホームページURL

「いばらき統計情報ネットワーク>分野別 産業・物流・サービス  
>茨城県物資流通調査」

<https://www.pref.ibaraki.jp/kikaku/tokei/fukyu/tokei/betsu/syogyo/busshi2020/index.html>

調査票や記入例などがダウンロードできます。

## 調査票記入上の一般的注意事項

- 1 数字は全て「1, 2, 3,」のように算用数字で明瞭に記入してください。
- 2 金額で記入する項目については、千円単位で記入し、単位未満は四捨五入してください。
- 3 この調査票は、令和2年1月1日～12月31日の1年分について記入してください。  
この期間で記入が困難な場合は、令和2年を最も多く含む会計期間(事業年度)について記入してください。
- 4 「本票作成者」欄は、記入事項についての確認など問い合わせの際に使用しますので、記入者の氏名、所属部署名、連絡先を必ず記入してください。
- 5 「備考」欄には、休業中、操業開始後未出荷など、調査票情報に関して注意すべき事柄などを記入してください。
- 6 調査事項の中で、貴事業所では記入困難な項目については、本社等に問い合わせるなどして記入してください。

## 調査項目別注意事項

いずれの項目も可能な限り、数量×工場出荷価格(消費税及び荷造料を除く)で計算してください。賃加工の場合は、数量×加工賃、または、加工賃収入で計算してください。

< 調査項目構成図 >

自工場生産額(102)										
うち自工場消費額(103)		うち輸出向出荷額(104)		うち国内向出荷額(105)						
消費地別構成比(201~262)										
北海道	青森県	...	...	福島県	茨城県	栃木県	...	...	鹿児島県	沖縄県
業種別構成比(263~266)										
販売先1位 (264)			販売先2位 (265)			販売先3位 (266)		...		

・ は、 + + と一致しなくてよい。  
 ・ は、都道府県・地域すべての合計が100%になるようにする。  
 ・ の1位+2位+3位合計は100%にならなくてよい。

### 品目名、品目コード〔100〕

貴事業所で生産した製品について、調査票に印字されている「品目名」及び「品目コード」毎に、別冊「品目コード一覧表」の「品目例示」を参考にまとめて記入してください。

調査票に印字されている品目以外にも生産している品目がある場合

：別冊「品目コード一覧表」の「品目例示」を参考に「品目名」及び「品目コード」を空欄に追記してください。

調査票に印字されている品目を生産していない場合

：「自工場生産額」に「0(ゼロ)」を記入するとともに、印字されている「品目名」及び「品目コード」に＝線を引いてください。

単純に一つの欄に記入できない場合(同一品目でも型違い等で区別している等の場合)

：一つは品目等が印字されている欄に記入し、以降は空欄に同一の「品目名」及び「品目コード」を追記して、それぞれの欄に記入してください。

### 消費税の扱い〔101〕

記入した金額が、消費税「抜き」か「込み」かを で囲んでください。原則「抜き」で記入をお願いします。

なお、税抜き・税込みが混在する場合は、どの項目が税抜き・税込みなのかを備考欄に具体的に記入してください。

以降の「 」はその項目に含まれるもの、「×」はその項目に含まれないものとします

自工場生産額〔102〕( = 生産数量 × 工場出荷価格 ( 消費税及び荷造料を除く ) )

「品目名」欄に記入した品目について、貴事業所で生産した年間の生産額を記入してください。貴事業所内で消費したもの(下記 にあたるもの)も含めてください。

また、自工場生産額は、うち自工場消費額、うち輸出向出荷額、うち国内向出荷額の合計と一致しなくても構いません。( + + )

：他から受託して生産したもののうち、品目分類に賃加工品目(「 (賃加工)」)があるもの

×：貴事業所が他に委託して生産させたもの

×：輸入品及び同一企業内の他工場や下請系列からの受入、他企業からの購入

うち自工場消費額〔103〕( = 消費数量 × 工場出荷価格 ( 消費税及び荷造料を除く ) )

上記「自工場生産額」のうち、貴事業所内で生産する他の製品の原材料や研究開発用等に消費した分について、自工場消費額として記入してください。

：自工場で生産し、出荷せずに自工場で生産している他製品の原材料となる中間製品

×：他工場から受入れた原材料や、他工場から購入した原材料

×：他工場に出荷した原材料

うち輸出向出荷額〔104〕( = 輸出数量 × 工場出荷価格 ( 消費税及び荷造料を除く ) )

上記「自工場生産額〔102〕」のうち、貴事業所から直接または輸出商社等を通じて輸出したもの、あるいは輸出用として輸出商社等へ販売したものを記入してください。

うち国内向出荷額〔105〕( = 出荷数量 × 工場出荷価格 ( 消費税及び荷造料を除く ) )

上記「自工場生産額〔102〕」のうち、国内向けに出荷したものを全て記入してください。

( 貴事業所から出荷したもののうち、上記「うち輸出向出荷額〔104〕」を除いたもの )

：同一企業内の他工場へ原材料として出荷したもの(この場合、市価で換算して記入してください。)

消費地別構成比〔201～262〕

上記「うち国内向出荷額〔105〕」の消費地別構成比を、合計が100.0%となるように百分率で小数点以下1桁まで記入してください。

この欄は、貴事業所で生産された製品が「最終的にどの地域の企業や消費者に消費(出荷)されたか」について聞いています。卸・小売業者等の仲介業者の所在地ではなく、製品の最終消費(出荷)先になります。

貴事業所の製品が「部分品・中間製品(次工程に組み込まれるもの)」の場合  
：同製品を原材料として用いて、次工程の生産活動を行う地域を記入してください。

貴事業所の製品が「最終製品(それ以上加工されないもの)」の場合  
：同製品を購入して、実際に使用する企業や消費者の所在する地域を記入してください。

流通業者・流通センター等に対して一括して納入している場合  
：納入先へ最終消費地の照会を行うなどして、できる限り地域ごとに記入してください。  
(流通業者・流通センターは最終消費地ではありません。)

貴事業所が受託生産を行っている場合(賃加工品目の場合)

- ・発注事業所がその製品に対し、さらに加工等を加える場合  
：発注事業所の所在する地域を記入してください。
- ・発注事業所は加工等を行わず、保管するのみで各地域の事業所へそのまま出荷しているような場合  
：各地域の事業所の所在する地域を記入してください。

貴事業所で記入が困難な場合は、発注事業所に照会を行うなどして割合を記入してください。

どうしても地域別データが把握できない場合には、記入者の経験に基づき可能な範囲で消費先を推計して記入してください。

都道府県別には不明だが、東北地域や関東地域など大きい地域区分であれば把握しているという場合には、各地域の「不明」欄に記入してください。

また、一部の都道府県のみが不明な場合も、可能な限り都道府県別に記入し、残りを各地域の「不明」欄に記入してください。

#### 業種別構成比〔263～266〕

上記「うち国内向出荷額〔105〕」の業種別構成比(販売先業種)を、出荷額の大きい順に第1位から第3位まで選び、「販売先業種コード」欄にコード(3桁)を記入し、「構成比」欄に、その業種の占めるおおよその販売先割合(構成比)を整数で記入してください。

コードは別冊「品目コード一覧表」の「販売先業種コード一覧表」を参照してください。

この欄は、貴事業所で生産された製品が「最終的にどの業種(家計を含む)に販売されたか」と、その業種の規模について聞いています。なお、構成比合計は100%にならなくても問題ありません。

## よくある質問（Q & A）

<全般>

Q 1：どうしても提出しないとだめなのか。

A 1：県基幹統計であり、茨城県統計条例に基づき報告義務があります。  
御協力をよろしくお願いいたします。

Q 2：調査結果はどう利用するのか。

A 2：個別の事業所が明らかにならないようにして集計結果を公表します。また、茨城県産業連関表（ ）作成のための基礎資料とします。

茨城県産業連関表

茨城県において一定期間（通常1年間）に行われた財・サービスの産業間取引を一つの行列（マトリックス）に示した統計表です。

本調査の結果は、産業連関表における生産物の販売先構成の推計に使用されます。

Q 3：調査の封筒が事業所（工場）に届いたが、事業所ごとに記入するのか。

A 3：事業所ごとの内容を記入し提出してください。実際の記入者は事業所の方でも本社の方でも構いません。

Q 4：調査票様式が2枚入っていたが。

A 4：1枚は提出用、1枚は提出者保管用（控え）です。

記入した1枚をコピーし、記入したものを提出用、コピーを保管用としていただいても構いません。内容についてこちらから確認させていただくこともありますので、控えを取り保管してください。

Q 5：調査票を紛失・破損してしまった。

A 5：茨城県統計課のホームページ上で、調査票のダウンロードが可能です。

ダウンロードした調査票に記入して提出してください。

本調査に関するホームページURL

「いばらき統計情報ネットワーク>分野別 産業・物流・サービス  
>茨城県物資流通調査」

<https://www.pref.ibaraki.jp/kikaku/tokei/fukyu/tokei/betsu/syogyo/busshi2020/index.html>

Q 6：品目が5品目より多く、調査票が足りない。

A 6：調査票は2枚お送りしていますので、6品目目以降は2枚目を利用し、控えとしてコ

ピーを保管していただきますようお願いいたします。

なお、茨城県統計課のホームページ上で、調査票のダウンロードが可能ですので、ダウンロードした調査票に6品目目以降を記入して提出していただくこともできます。

Q7：パソコン上で提出可能か。

A7：電子メールによる提出が可能です。以下の手順で提出してください。

茨城県統計課のホームページにアクセスし、調査票(エクセルファイル)をダウンロードしてください。

調査票に調査事項を入力してください。

I = Lの小文字

調査票を専用アドレス (io@pref.ibaraki.lg.jp) に送信してください。

Q8：対象期間中に、事業所が閉鎖した。

A8：閉鎖前までの状況を記入し提出してください。

なお、備考欄にもいつ閉鎖したかなど記入してください。

Q9：前回調査での自事業所の記入内容は教えてもらえるか。

A9：同一企業の同一事業所であっても、前回調査に対して提出いただいた内容はお教えできませんので御了承ください。

前回と比較した上で照会することはありませんので、現在の状況を記入してください。

#### <品目について>

Q10：印字してある品目を生産しているが、委託生産として行っている。

A10：その品目に「(賃加工)」という記載があれば、そのまま記入し提出してください。

この場合、金額は数量×加工賃、または、加工賃収入で計算してください。

「(賃加工)」という記載がなければ、その品目については回答いただかなくて結構です。この場合、「自工場生産額」に「0(ゼロ)」を記入するとともに、印字されている「品目名」及び「品目コード」に=線を引いてください。

#### <最終消費地について>

Q11：最終消費地とは何か。製品の販売先のことか。

A11：貴事業所で生産された製品が「最終的に消費(出荷)された」場所のことです。

- ・製品が中間製品の場合、中間製品を使って製造する企業の所在地です。
- ・製品が最終製品の場合、製品の最終消費(出荷)先、つまり消費者(販売先)の所在地です。流通業者や流通センター等の所在地ではありません。